

尼崎市要保護・要支援児童等見守り強化事業業務委託仕様書

1 委託業務名

尼崎市要保護・要支援児童等見守り強化事業業務（以下「本業務」という。）

2 事業目的

児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であることから、要保護児童対策地域協議会が中核となり、概ね18歳未満のこどもへの支援を要する世帯に対し、民間団体等と協働し、宅食及び家庭訪問等の支援を通じた家庭状況の把握による見守りの機会を確保するとともに、主に就学前のこどもを対象に食事提供を含めた居場所支援を行うことで、児童虐待防止を目的とした地域支援ネットワークを構築し、虐待の未然防止や早期発見・早期支援に繋げることを目的とする。

3 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

ただし、契約の履行状況が良好な場合、かつ、本業務の関係予算が尼崎市（以下「本市」という。）議会において承認された場合に限り、承認された予算の範囲において、令和9年3月31日までの間、年度単位で委託契約の更新を行う可能性がある。

4 業務委託料

JR神戸線を境界に、本市内の北部及び南部地域に各1拠点（計2拠点）で募集する。なお、両地域とも受託可能な場合に限り、両地域に応募可能とする。（ただし、その場合においても地域ごとに選定を行うため、必ず両地域で受託できるとは限らないもの。）

(1) 1拠点当たりの提案上限額

1拠点当たりの提案上限額は以下のとおりとする。なお、提案上限額及びその内訳上限額を超える提案は一切受け付けない。

提案上限額（いずれも消費税及び地方消費税を含む）		
9,729,000円	（内訳上限額）	
	こどもの見守り支援業務 （6-1)に係る業務	6,912,500円
	こどもの居場所運営・支援業務 （6-2)に係る業務	2,816,500円

(2) 対象経費

業務委託料には次に掲げるものを含むものとする。ただし、本業務とは別の補助等を受けて実施している事業で当該補助等により賄われている費用については、本業務の経費として重複して計上することはできない。また、自動車等、資産価値が各年度の委託期間終了後も残存する物の購入は業務委託料の対象外とする。なお、こどもの見守り支援業務と

こどもの居場所運営・支援業務に係る経費を明確に分けること。

ア 本業務に係る職員の給料及び職員手当等

イ 本業務に係る職員の旅費、食品等の配送及びこどもの送迎等に係る費用（燃料費含む。）

ウ 本業務実施施設に係る賃借料（各年度の委託期間に係るものに限る。）（※1）

エ 本業務の運営に係る費用（会場費、消耗品費、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、通信運搬費、光熱水費、印刷製本費、食糧費、保険料並びに使用料及び賃借料など。）

（※1）本業務実施施設に係る賃借料の算定は、以下の例を参照の上積算すること。なお、年間賃借料は、各年度における委託期間に係るものに限るものとする。

例1) A室とB室の2室で構成される施設において、A室（60㎡）を「本業務」として使用し、B室（40㎡）を「その他の事業の専用室」として使用しており、当該施設の年間賃借料が1,000千円の場合

【算出方法】

$1,000 \text{千円 (年間賃借料)} \times 60 \text{㎡ (本業務専用室)} / 100 \text{㎡ (施設全体の面積)} = 600 \text{千円 (対象経費)}$

例2) A室のみで構成される施設において、本業務の開所時間中は、「本業務の専用室」として使用（年間合計1,000時間）しているが、開所時間外において「その他の事業の専用室」として使用（年間合計250時間）しており、当該施設の年間賃借料が1,000千円の場合

【算出方法】

$1,000 \text{千円 (年間賃借料)} \times 1,000 \text{時間 (本業務の使用時間)} / 1,250 \text{時間 (施設全体の使用時間)} = 800 \text{千円 (対象経費)}$

5 本業務の対象者

本業務の対象者は、本市内に居住し、本市からの案内により本業務に申し込みのあった世帯で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこどもが属する世帯で、本業務の利用を保護者及びこどもが希望する世帯。（ただし、こどもの居場所の利用については、概ね2歳以上で就学前のこどもを対象とする。）
- (2) その他本業務の利用の必要があると本市が認めた世帯。

6 業務委託内容

受託者は、次に掲げる支援業務等を実施するものとする。なお、本業務に係る職員には資格要件を設けないが、事業目的や事業内容を十分に把握したうえで本業務に従事するものとする。

(1) こどもの見守り支援業務

受託者は、こどもの見守り支援業務として、次に掲げる事項を実施すること。なお、6-(1)-ウ～オについては、6-(2)の業務に係るものも含むものとする。

ア 家庭訪問による世帯状況の把握

受託者は、本業務を利用する世帯（以下「事業利用世帯」という。）の生活状況を把握するため、月1回以上の家庭訪問を実施する。家庭訪問による世帯状況の把握については、次に掲げる事項により実施すること。

- (ア) 家庭訪問により把握した世帯状況について、本市の定める様式により報告書を作成し、本市に提出すること。
- (イ) 家庭訪問において緊急性の高い事象が発生した場合（発生する恐れがある場合を含む）は、速やかに本市に報告すること。
- (ウ) 1拠点当たりの受託者の支援対象世帯数は、40世帯を基本とする。ただし、受託者と本市が合意した場合に限り、その世帯数を増やすことができるものとする。

イ 食品等の配送

受託者は、事業利用世帯へ食品等の配送を月2回以上実施する。食品等の配送については、次に掲げる事項により実施すること。

- (ア) 配送する食品等は、食品衛生上の観点から、調理したものではなく、米や乾麺等の日持ちする食材、レトルト食品及びインスタント食品等（以下「食品等」という。）を基本とする。
- (イ) 事業利用世帯が希望し、本市が必要と認めた場合は、紙おむつ等の衛生用品も配送することができるものとする。
- (ウ) 北部地域の受託者は北部地域全域、南部地域の受託者は南部地域全域を対象に配送するものとする。
- (エ) 1拠点当たりにおける年間配食数の上限は3,600食とする。
- (オ) 配送する食品等は、1食当たり600円を目安とする。
- (カ) 配送時間は、原則午前9時から午後5時30分の間とする。ただし、受託者と本市が合意した場合に限り、上記以外の時間帯も対応することができるものとする。

ウ 支援計画案の作成等

受託者は、本市と連携の上、事業利用世帯に係る支援内容の詳細をまとめた支援計画案を作成するとともに、定期的に事業利用世帯の生活状況の把握及び支援の実施状況についてモニタリングを実施し、本市と協議の場を持つものとする。

エ 関係機関との連携

受託者は、事業利用世帯の関係機関（医療機関、民生委員・児童委員、地域団体等）と日常的に連携を行い、本業務の趣旨や各機関が把握しているこどもの情報が共有されやすい関係の構築を行うとともに、これらを活用しながら支援業務等を行うものとする。

オ 連絡会議への出席

受託者は、委託契約期間中に本市が開催する連絡会議に出席すること。連絡会議においては本業務の運営・実施状況について状況を報告するとともに、円滑な事業運営に向けて意見交換を行うものとする。

(2) こどもの居場所運営・支援業務

受託者は、事業利用世帯の実態（成長やこころとからだの状態）を踏まえた支援を心掛け、主に事業対象者である概ね2歳以上の就学前のこどもが安全・安心と感ずることがで

きる居場所を運営し、必要な支援を行うものとする。居場所の運営については、次に掲げる事項により実施すること。

ア こどもの居場所は週3日以上開所すること。

イ こどもの生活習慣や集団生活力が身につくよう、個人の能力に合わせたサポート等を実施すること。

ウ こどもの身体の状況を考慮しつつ、適切な食事の提供を行うこと。なお、食事の提供については、次に掲げる事項に留意すること。

(ア) 食事の提供に当たっては、食育や栄養の観点に配慮するとともに、こどものアレルギーの有無の確認と対策並びに衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。

(イ) その他、食事の提供に際しては「保育所における食事の提供ガイドライン」(平成24年3月30日付け雇児保発0330第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)を参照すること。

エ こどもの居場所の運営時間は、午前9時から午後2時の間で概ね3～4時間程度開所するものとする。ただし、受託者と本市が合意した場合に限り、上記以外の時間帯も対応することができるものとする。

オ こどもの居所等から居場所への送迎は、事業利用世帯の自宅から居場所までの距離が離れている等の原因によって、送迎を必要とするこどもに対して、年齢に応じたチャイルドシートの利用など、安全確保に留意した送迎支援を実施すること。

なお、送迎支援については事業開始前に事業利用世帯と協議を行ったうえで決定するが、原則、居場所の運営場所の小学校区外に居住するこどもに対して送迎支援を行う。ただし、居場所の運営場所の小学校区内に居住するこどもであっても、事業利用世帯の状況に応じ、送迎支援を必要とする場合があるため留意のこと。

カ 1拠点当たりのこどもの居場所の1日当たりの利用者数は20名とする。ただし、受託者と本市が合意した場合に限り、利用者数を増やすことができるものとする。

7 受託者の要件

(1) 本業務を受託する事業者は、次に掲げるア及びイのすべてを満たすものとする。

ア 本業務を確実に遂行できる事業者で、市内に本業務実施施設を有するもの

イ 次の(ア)～(キ)のいずれにも該当しない事業者

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号又は同条第2項各号のいずれかに該当する者

(イ) 本市の競争入札における指名停止措置を受けている者

(ウ) 本市内外の市税その他の歳入金等を滞納している者

(エ) 定款又は規約若しくは会則がない、責任者が明確でない、適正な会計を行っていないなど、本市が委託契約を締結する事業者として適正ではない者

(オ) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体

(カ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう)の候補者(当該候補者になろうとするものを含む)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした団体

(キ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て又は

民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者

(ク) 破産者で復権を得ない者

(ケ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有するものをいう。）のいずれかに該当する者

(コ) 利用者の居宅で営利を目的とした活動を行う者

(2) 本市との契約締結後、受託者が(1)アに該当しなくなった場合又は(1)イ(ア)～(コ)のいずれかに該当することが判明した場合は、委託契約期間中であっても、本市は当該受託者との契約を取り消すことができるものとする。

8 その他の条件等

受託者が本業務を実施するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 費用徴収の禁止

受託者は、本業務に係る費用を、事業利用世帯等関係者から徴収してはならない。

(2) 業務責任者等の報告

受託者は、業務責任者を定めるとともに、業務遂行に必要な職員を定め、契約締結後7日以内に指定の様式により本市に報告すること。また、その内容に変更があった場合は、速やかに本市に報告すること。

(3) 個人情報の保護

ア 本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令等を遵守するとともに、尼崎市情報セキュリティポリシーに準拠した取り扱いを行うこと。

イ 受託者は、委託契約期間中及び委託契約期間終了後において、いかなる理由によっても業務上知り得た事項を他人に漏らし、又は、これを本業務以外に使用してはならない。

(4) 再委託の禁止

受託者が本業務の全部を第三者に委託することは禁止する。本業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ本市に対して別途契約書で定める方法により再委託する業務の内容、再委託先、本市委託先に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得ること。

(5) 他機関との情報共有

本仕様書に基づき受託者が作成し本市へ提出した関係書類等については、事業利用世帯が同意する範囲内で、本市の関係部署及びその他関係機関と情報共有するものとする。

(6) 保険の加入

受託者は、必ず本業務の実施に係る賠償責任保険等の必要な保険に加入すること。

(7) 健康管理

本業務を遂行するに当たり、手洗いやうがい、施設や備品の清掃や消毒等の日常の衛生

管理に努めること。また、必要な医薬品等を備えるとともに、それらの管理を適切に行い、適切に使用すること。また感染症の発生状況についての情報を収集し、予防に努めること。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて子どもの育ち支援センターや保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染防止に努めること。

(8) 衛生管理

食事の提供を実施する場合は、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」（令和5年2月厚生労働省子ども家庭局長通知）、「子ども食堂における衛生管理のポイント」（平成30年6月厚生労働省子ども家庭局長通知）等を参照し、保健所と相談・連携し、健康増進法（平成14年法律第103号）や食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、保健衛生に関する必要な届出があれば行うこと。

(9) 安全管理・事故等の対応

ア 本業務の実施上の瑕疵により、事業利用世帯やその他第三者に損害を与えた場合は、自らの責任においてその損害を賠償すること。そのために必要な範囲で損害保険等の必要な保険に加入すること。本業務の契約時に保険の証書等の写しを提出すること。

イ 本業務の実施中において、事故等が発生した場合は、直ちに本市に報告するなどの必要な措置を講じること。賠償すべき事故の場合には、速やかに損害賠償を行うこと。

ウ 事業利用世帯が安全・安心に利用できるよう、消防法（昭和23年法律第186号）等の関係法令を踏まえて、こどもの居場所を管理・運営し、事故防止に努めること。

エ こどもの居場所の運営において、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練等、防犯体制の確保を図ること。

オ こどもの居場所の運営において、こどもの送迎を実施する場合は安全を確保すること。帰宅時は確実に保護者へこどもを引き渡すこと。

カ 事件、事故及び災害等の発生時に迅速かつ的確な緊急対策を実施できるよう、関係機関との連携に努めること。

キ 災害や緊急事態の発生に備えて、具体的な計画及び緊急時対応マニュアルを作成し、定期的に訓練を行うなどして迅速に対応できるようにすること。本業務の契約時に本市に緊急対応マニュアルを提出し、追加変更があった場合には、その都度提出すること。

(10) 苦情等の対応

受託者は、本業務の運営において保護者等から苦情等を受けた場合は、適切に誠意を持った対応に努め、解決を図ること。また、その処理状況を速やかに本市に報告すること。

(11) 人権尊重努力義務

事業者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいう。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を遵守し、事業者にあっては「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めること。

9 業務委託料の支払条件

7月（4～6月分）・10月（7～9月分）・1月（10月～12月）・4月（1月～3月分）の年4回払いとして、受託者から適法な請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。なお、1回当たりの支払金額は、契約額を4等分にした額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を1回目支払分に合算）とする。

なお、こどもの見守り支援業務とこどもの居場所運営・支援業務に係る経費を明確に分けた上で請求を行うこと。

10 契約保証金

尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）第31条に基づき、契約締結の際は、契約保証として当該契約金額の100分の5以上の納付、又は、履行保証保険契約の締結を行うこと。ただし、尼崎市契約規則第32条に基づき免除できる場合がある。

11 その他

本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は本市と受託者の双方が協議して決定する。

以 上